

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月28日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準</p> <p>（1）～（18） 略</p> <p>（19） 職員が主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている旅行をする場合であって、当該宿泊施設の宿泊料金が<u>条例第19条又は第29条</u>の規定により得られる宿泊料の額に満たないときは、当該宿泊料の額と当該宿泊施設の宿泊料金との差額を支給しないものとする。</p> <p>（20）～（22） 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 職員が次に掲げる旅行において、宿泊料金が<u>条例第19条又は第29条</u>の規定により得られる宿泊料の額を超える宿泊施設を利用する場合であって、任命権者が特に必要があると認めるときは、当該条例の規定により得られる宿泊料の額を超える額であって任命権者が必要であると認める額の宿泊料を支給するものとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>第3 略</p>	<p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準</p> <p>（1）～（18） 略</p> <p>（19） 職員が主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている旅行をする場合であって、当該宿泊施設の宿泊料金が<u>条例第19条</u>の規定により得られる宿泊料の額に満たないときは、当該宿泊料の額と当該宿泊施設の宿泊料金との差額を支給しないものとする。</p> <p>（20）～（22） 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 職員が次に掲げる旅行をする場合において、<u>当該旅行に係る</u>宿泊料金が<u>条例第19条</u>の規定により得られる宿泊料の額を超える宿泊施設を利用する場合であって、任命権者が特に必要があると認めるときは、当該条例の規定により得られる宿泊料の額を超える額であって任命権者が必要であると認める額の宿泊料を支給するものとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>第3 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。